

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○障害者自立支援法の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定 (障害保健福祉課)	1
○障害者自立支援法の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出 (")	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (経営支援課)	1
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	2
公 告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2

告 示

高知県告示第748号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。
平成23年11月22日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	標ぼうしている診療科名 (担当している自立支援医療の種類に関するもの)	診療科において担当している自立支援医療の種類	指定年月日
あさひ薬局	香美市土佐山田町東本町四丁目1-36	/	/	平成23年8月1日

有限会社メデイファ長山薬局グリーンロード店	須崎市緑町5-3	/	/	〃
たきぐち薬局	須崎市多ノ郷甲5756番地	/	/	〃
エール薬局幡多店	宿毛市平田町戸内2106-8	/	/	〃
けんみん薬局	宿毛市山奈町芳奈3-18	/	/	〃
下元調剤薬局けんみん前店	宿毛市平田町戸内2194番地15	/	/	〃
すみれ薬局けんみん前店	宿毛市平田町戸内2085-4	/	/	〃

高知県告示第749号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から所在地の変更について届出があった。

平成23年11月22日

高知県知事 尾崎 正直

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	標ぼうしている診療科名 (担当している自立支援医療の種類に関するもの)	診療科において担当している自立支援医療の種類	変更年月日
/	/	/	/	/	/

変更前	訪問看護ステーション	宿毛市押ノ川1196	/	/	平成23年4月1日
変更後	イ	宿毛市押ノ川1052-1	/	/	

高知県告示第750号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成23年11月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

(2) 届出者の住所

栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW高知インター店

高知市薮野西町三丁目1369-1他

(4) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社コジマ 代表取締役 小島章利

(変更後) 株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社コジマ 代表取締役 小島章利

(変更後) 株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

(5) 変更年月日

平成22年2月16日

(6) 変更理由

大規模小売店舗の設置者及び小売業を行う者の代表者の変更があったため。

2 届出年月日

平成23年10月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第751号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年11月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年11月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 谷地日下停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村沖名字 長崎126番5から 高岡郡日高村下分字 桑ヶ淵170番1まで	前	6.4 }	386
	後	8.4 }	371
		29.0	

高知県告示第752号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年11月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年11月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山路中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市角崎字畑ノ 下842番1地先から 四万十市不破字平口 1107番2地先まで	前	2.1 }	1,240
		12.8	
四万十市角崎字西屋 敷835番3から		10.3	

四万十市不破字平口 1107番2地先まで	A	}	1,230
		18.7	
	B	4.9 }	280
		10.2	
C	4.0 }	310	
	8.9		
D	4.0 }	440	
	14.4		

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成23年11月22日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
平成23年7月28日 23高都計第225号	南国市比江字一和尚 543番1ほか	安芸市井口甲821 番地1 若江 紗映
平成23年10月4日 23高都計第362号	南国市岡豊町小蓮字 小山田545番7	高知市杉井流3番 18号 メゾン・ド ・ヴィレ202 新田 幸
平成23年10月13日 23高須土第800号	須崎市神田字下切 2500番8ほか	香川県高松市円座 町1001番地 株式会社マルナカ 代表取締役 中 山 明憲